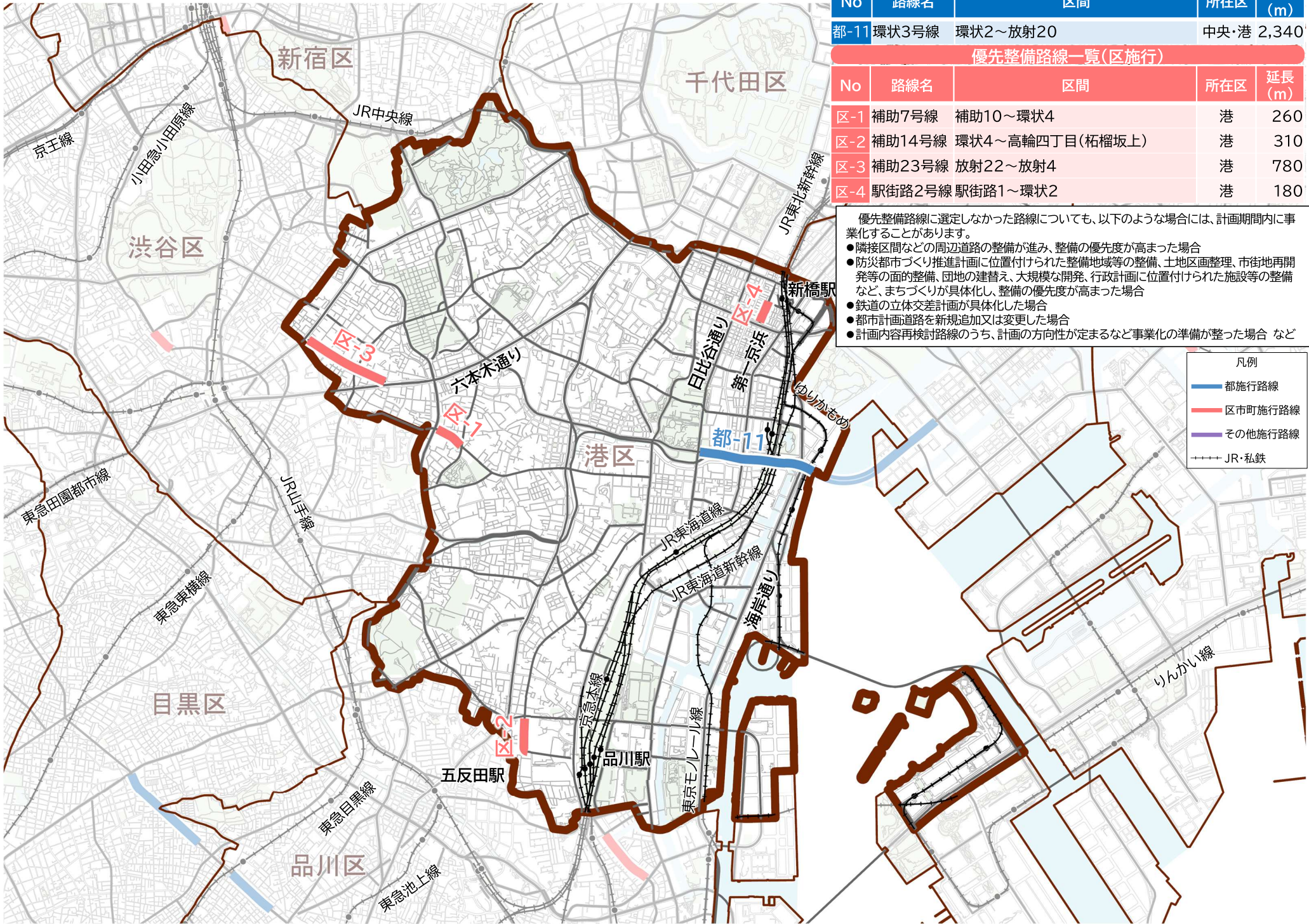


港区



優先整備路線一覧(東京都施行)

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-11	環状3号線	環状2～放射20	中央・港	2,340

優先整備路線一覧(区施行)

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
区-1	補助7号線	補助10～環状4	港	260
区-2	補助14号線	環状4～高輪四丁目(柘榴坂上)	港	310
区-3	補助23号線	放射22～放射4	港	780
区-4	駅街路2号線	駅街路1～環状2	港	180

優先整備路線に選定しなかった路線についても、以下のような場合には、計画期間内に事業化することがあります。

- 隣接区間などの周辺道路の整備が進み、整備の優先度が高まった場合
- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備、土地区画整理、市街地再開発等の面的整備、団地の建替え、大規模な開発、行政計画に位置付けられた施設等の整備など、まちづくりが具体化し、整備の優先度が高まった場合
- 鉄道の立体交差計画が具体化した場合
- 都市計画道路を新規追加又は変更した場合
- 計画内容再検討路線のうち、計画の方向性が定まるなど事業化の準備が整った場合 など

凡例

- 都施行路線 (Blue line)
- 区市町施行路線 (Red line)
- その他施行路線 (Purple line)
- JR・私鉄 (Dashed line)